

令和4年5月18日提出

半田市議会臨時会議案







報告第2号

半田市土地開発公社の経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、半田市土地開発公社の経営状況（令和4年度事業計画等）を説明する書類を別紙のとおり提出する。

令和4年5月18日提出

半田市長 久世孝宏



別紙

令和4年度半田市土地開発公社事業計画

令和4年度半田市土地開発公社の事業計画は次のとおりとする。

1 用地取得

		事業名	数量 (㎡)	事業費 (千円)	摘要
半田市	公有用地	高架側道整備事業 (JR武豊線連続立体交差化事業)	106	76,197	うち補償費 67,000千円
		公有用地小計	106	76,197	うち補償費 67,000千円
公有用地合計			106	76,197	うち補償費 67,000千円
総合計			106	76,197	うち補償費 67,000千円

2 用地処分

		事業名	数量 (㎡)	事業費 (千円)	摘要
半田市	公有用地	生見高根線道路改良事業	405	20,214	
		荒古線用地取得事業 (JR武豊線連続立体交差化事業)	132	87,197	うち補償費 57,358千円
		公有用地小計	537	107,411	うち補償費 57,358千円
武豊町	公有用地	武豊町総合公園整備事業	1,143	19,542	
		公有用地小計	1,143	19,542	
公有用地合計			1,680	126,953	うち補償費 57,358千円
総合計			1,680	126,953	うち補償費 57,358千円

(注) 公有用地・・・公有地取得事業にあたり、公社が所有権を取得した土地  
 代行用地・・・公有地取得事業にあたり、農地法上の制限により公社が登記名義人となる  
 ことが困難な場合などに、直接地方公共団体に所有権を取得させた土地

令和4年度半田市土地開発公社予算

(総則)

第1条 令和4年度半田市土地開発公社の予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款	事業収益	126,953千円
第1項	公有地取得事業収益	126,953千円
第2款	事業外収益	17千円
第1項	受取利息	17千円
	収入合計	126,970千円

支出

第1款	事業原価	126,693千円
第1項	公有地取得事業原価	126,693千円
第2款	販売費及び一般管理費	3,028千円
第1項	販売費及び一般管理費	3,028千円
	支出合計	129,721千円



(資本的収入及び支出)

第3条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額126,693千円は、当年度分損益勘定留保資金126,693千円で補てんするものとする。)

収 入	
第1款 資本的収入	482,065千円
第1項 長期借入金	482,065千円
収入合計	482,065千円
支 出	
第1款 資本的支出	608,758千円
第1項 公有地取得事業費	78,097千円
第2項 長期借入金償還金	480,661千円
第3項 予備費	50,000千円
支出合計	608,758千円

(借入金)

第4条 事業資産の取得、その他事業の執行運営に要する資金の借入れは、次のとおり定めるものとする。

借入れの目的	公有地取得等事業資金に充てるため
借入限度額	4,000,000千円(半田市20億円、東浦町10億円、武豊町10億円)
借入れの方法	手形借入れ又は証書借入れにより金融機関から借入れるものとする。
借入利率	6.0%以内
償還の方法	事業収益を収納した都度償還するものとする。

令和4年度半田市土地開発公社予算実施計画

収益的收入及び支出

収 入

款	項	目
1 事業収益		
	1 公有地取得事業収益	1 公有用地売却収益
2 事業外収益		
	1 受取利息	1 受取利息
収 入 合 計		

支 出

款	項	目
1 事業原価		
	1 公有地取得事業原価	1 公有用地売却原価
2 販売費及び一般管理費	1 販売費及び一般管理費	1 人件費
		2 経 費
支 出 合 計		

(単位 千円)

節	予 定 額	備 考
	126,953	
	126,953	
	126,953	3事業 1,680㎡
	17	
1 預金利息	17	
	126,970	

(単位 千円)

節	予 定 額	備 考
	126,693	
	126,693	
	126,693	3事業 1,680㎡
	3,028	
	43	
1 報 酬	43	理事2人 監事1人
	2,985	
2 旅 費	4	職員普通旅費
4 需用費	60	備消耗品費
5 役 務 費	14	通信運搬費 10 銀行振込手数料等 4
7 委 託 料	179	理事登記委託料 60 会計システム保守委託料 119
9 負担金補助及び 交付金	2,657	事務費等負担金
1 1 公租公課	71	法人県民税 21 法人市民税 50
	129,721	

資本的收入及び支出

収 入

款	項	目
1 資本的收入		
	1 長期借入金	1 長期借入金
收 入		合 計

支 出

款	項	目
1 資本の支出		
	1 公有地取得事業費	1 公有用地取得事業費
		2 代行用地取得事業費
	2 長期借入金償還金	1 長期借入金償還金
	3 予備費	1 予備費
支 出		合 計

(単位 千円)

節	予定額	備考
	482,065	
	482,065	事業費 76,197 支払利息 1,900 借換資金 353,968 予備費 50,000
	482,065	

(単位 千円)

節	予定額	備考
	608,758	
	78,097	
	77,697	
1 用地費	7,241	1事業 106㎡
2 補償費	67,000	1事業
5 支払利息	1,500	8事業
6 諸経費	1,956	収入印紙費等
	400	
5 支払利息	400	2事業
	480,661	処分に伴う償還金 126,693 借換に伴う償還金 353,968
	50,000	
	608,758	

令和4年度半田市土地開発公社資金計画

区 分		前年度決算見込額	当年度予定額	増 減
		千円	千円	千円
受 入 資 金	1. 事業収益	236,798	126,953	△ 109,845
	2. 事業外収益	3	17	14
	3. 長期借入金	922,320	432,065	△ 490,255
	4. 前年度繰越金	84,411	81,130	△ 3,281
	合 計	1,243,532	640,165	△ 603,367
支 払 資 金	1. 公有地取得事業費	29,320	78,097	48,777
	2. 長期借入金償還金	1,129,320	480,661	△ 648,659
	3. 販売費及び一般管理費	3,762	3,028	△ 734
	4. 前年度未払金等	0	0	0
	合 計	1,162,402	561,786	△ 600,616
差 引		81,130	78,379	△ 2,751

令和3年度 半田市土地開発公社  
 予定貸借対照表  
 (令和4年3月31日)

資産の部

(単位 千円)

1. 流動資産

(1) 現金及び預金	81,130	
(2) 公有用地	959,609	(原価法による)
(3) 代行用地	180,829	(原価法による)

流動資産合計 1,221,568

2. 固定資産

(1) 投資その他の資産

ア 長期性預金 15,000

投資その他の資産合計 15,000

固定資産合計 15,000

資産合計 1,236,568

負債の部

1. 固定負債

(1) 長期借入金 1,140,438

固定負債合計 1,140,438

負債合計 1,140,438

資本の部

1. 資本金

(1) 基本財産 15,000

資本金合計 15,000

2. 準備金

(1) 前期繰越準備金 84,411

(2) 当期純損失 3,281

準備金合計 81,130

資本合計 96,130

負債資本合計 1,236,568

(注) たな卸資産の評価基準及び評価方法  
 公有用地・・・個別法による原価法  
 代行用地・・・

令和4年度 半田市土地開発公社  
 予定貸借対照表  
 (令和5年3月31日)

資産の部

(単位 千円)

1. 流動資産

(1) 現金及び預金	78,379	
(2) 公有用地	903,140	(原価法による)
(3) 代行用地	181,098	(原価法による)

流動資産合計 1,162,617

2. 固定資産

(1) 投資その他の資産

ア. 長期性預金 15,000

投資その他の資産合計 15,000

固定資産合計 15,000

資産合計 1,177,617

負債の部

1. 固定負債

(1) 長期借入金 1,084,238

固定負債合計 1,084,238

負債合計 1,084,238

資本の部

1. 資本金

(1) 基本財産 15,000

資本金合計 15,000

2. 準備金

(1) 前期繰越準備金 81,130

(2) 当期純損失 2,751

準備金合計 81,881

資本合計 93,379

負債資本合計 1,177,617

(注) たな卸資産の評価基準及び評価方法  
 公有用地・・・個別法による原価法  
 代行用地・・・



令和3年度 半田市土地開発公社  
 予定損益計算書  
 (令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

(単位 千円)

1. 事業収益

(1) 公有地取得事業収益	236,798	
(2) 附帯等事業収益	<u>0</u>	236,798

2. 事業原価

(1) 公有地取得事業原価	236,320	<u>236,320</u>
---------------	---------	----------------

事業総利益 478

3. 販売費及び一般管理費	<u>3,762</u>	<u>3,762</u>
---------------	--------------	--------------

事業損失 3,284

4. 事業外収益

(1) 受取利息	3	<u>3</u>
----------	---	----------

経常損失 3,281

当年度純損失 3,281



議案第41号

令和4年度半田市一般会計補正予算第2号

令和4年度半田市の一般会計補正予算第2号は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ265,497千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43,426,637千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年5月18日提出

半田市長 久世孝宏

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
15 国庫支出金		6,065,850	263,197	6,329,047
	1 国庫負担金	4,692,870	93,340	4,786,210
	2 国庫補助金	1,346,360	169,857	1,516,217
21 諸収入		1,628,547	2,300	1,630,847
	6 雑入	1,223,460	2,300	1,225,760
歳入合計		43,161,140	265,497	43,426,637

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		千円 3,775,772	千円 2,300	千円 3,778,072
	1 総務管理費	3,029,785	2,300	3,032,085
4 衛生費		3,959,127	263,197	4,222,324
	1 保健衛生費	2,545,854	263,197	2,809,051
歳 出 合 計		43,161,140	265,497	43,426,637

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
15 国庫支出金	6,065,850	263,197	6,329,047
21 諸収入	1,628,547	2,300	1,630,847
歳入合計	43,161,140	265,497	43,426,637

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
2 総務費	3,775,772	2,300	3,778,072
4 衛生費	3,959,127	263,197	4,222,324
歳出合計	43,161,140	265,497	43,426,637

補正額の財源内訳			
特 国 県 支 出 金	定 地 方 債	財 源 そ の 他	一 般 財 源
千円	千円	千円	千円
0	0	2,300	0
263,197	0	0	0
263,197	0	2,300	0

2 歳 入

1 5 款 国庫支出金

1 項 国庫負担金

目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
2 衛生費国庫負担金	172,928	93,340	266,268
計	4,692,870	93,340	4,786,210

2 項 国庫補助金

3 衛生費国庫補助金	262,691	169,857	432,548
計	1,346,360	169,857	1,516,217

2 1 款 諸収入

6 項 雑入

1 雑入	1,223,460	2,300	1,225,760
計	1,223,460	2,300	1,225,760



節		説 明	
区 分	金 額		
1 保健衛生費負担金	93,340 千円	03 新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金	93,340 千円

1 保健衛生費補助金	169,857	07 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金	169,857

1 総務費雑入	2,300	40 (一財) 自治総合センターコミュニティ助成金	2,300

15款 国庫支出金      21款 諸収入

3 歳 出

2 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源 千円
				国県支出金 千円	地 方 債 千円	そ の 他 千円	
12 諸費	349,862	2,300	352,162			諸収入 2,300	
計	3,029,785	2,300	3,032,085	0	0	2,300	0

4 款 衛生費

1 項 保健衛生費

2 予防費	813,281	263,197	1,076,478	国庫支出金 263,197			
計	2,545,854	263,197	2,809,051	263,197	0	0	0

節		説明	千円
区分	金額		
18 負担金、補助及び交付金	2,300	15 コミュニティ環境整備助成事業費 50 コミュニティ環境整備助成事業 18 負担金、補助及び交付金 コミュニティ振興助成金（自治総合センター）	2,300 2,300 2,300 2,300

3 職員手当等	8,191	02 予防接種事業費	263,197
10 需用費	2,195	80 新型コロナウイルスワクチン接種事業	263,197
11 役務費	25,759	03 職員手当等	8,191
12 委託料	226,775	超過勤務手当	8,191
13 使用料及び賃借料	277	10 需用費	2,195
		消耗品費	1,639
		光熱水費	556
		11 役務費	25,759
		通信運搬費	12,605
		広告料	417
		予防接種事故賠償責任保険料	102
		ワクチン接種審査支払手数料	2,181
		電話対応等事務従事者派遣料	10,454
		12 委託料	226,775
		接種券作成委託料	9,900
		ワクチン接種予約受付等業務委託料	91,596
		医療廃棄物処理委託料	63
		接種会場運営委託料	10,402
		ワクチン等管理委託料	12,619
		ワクチン接種業務委託料	93,340
		多言語対応通訳委託料	330
		ワクチン接種データ連携委託料	8,525
		13 使用料及び賃借料	277
		複写機借上料	275
		救急用酸素ボンベ配備リース料	2

2款 総務費

4款 衛生費

令和4年度半田市一般会計補正予算第2号 歳入参考資料

(款) 15 国庫支出金

(単位:千円)

項目	節	補正前		補正後		比較増減
	区分 / 金額					
1	国庫負担金					
	2 衛生費国庫負担金					
	1 保健衛生費 負担金 93,340	新型コロナウイルスワクチン 接種対策費負担金 168,356 $168,356 \times 10/10$	168,356	新型コロナウイルスワクチン 接種対策費負担金 261,696 $261,696 \times 10/10$	261,696	93,340
2	国庫補助金					
	3 衛生費国庫補助金					
	1 保健衛生費 補助金 169,857	新型コロナウイルスワクチン 接種体制確保事業費補助金 238,547 $238,547 \times 10/10$	238,547	新型コロナウイルスワクチン 接種体制確保事業費補助金 408,404 $408,404 \times 10/10$	408,404	169,857

議案第四十二号

半田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

半田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和四年五月十八日提出

半田市長 久世孝宏

半田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

半田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和三十二年半田市条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項の表中「 $\frac{167.5}{100}$ 」を「 $\frac{162.5}{100}$ 」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（令和四年六月に支給する期末手当に関する特別措置）

- 2 令和四年六月の期末手当の支給については、改正後の半田市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第五条第二項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和三年十二月に支給された期末手当の額に、百六十七・五分の十を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

（規則への委任）

- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。



議案第四十三号

半田市特別職員の給与に関する条例の一部改正について

半田市特別職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和四年五月十八日提出

半田市長 久世孝宏

半田市特別職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

半田市特別職員の給与に関する条例(昭和三十九年半田市条例第十一号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項の表中「 $\frac{167.5}{100}$ 」を「 $\frac{162.5}{100}$ 」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(令和四年六月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 2 令和四年六月の特別職員(半田市特別職員の給与に関する条例第一条に規定する特別職員をいう。)の期末手当の支給については、改正後の同条例第五条第二項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、令和三年十二月に支給された期末手当の額に、百六十七・五分の十を乗じて得た額(以下この項において「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(規則への委任)

- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。





議案第四十四号

半田市職員の給与に関する条例の一部改正について

半田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和四年五月十八日提出

半田市長 久世孝宏

半田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

半田市職員の給与に関する条例（昭和三十九年半田市条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十」に改め、同条第三項中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十」に、「百分の七十二・五」を「百分の六十七・五」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（令和四年六月に支給する期末手当に関する特例措置）

- 2 令和四年六月に支給する期末手当の額は、改正後の半田市職員の給与に関する条例第二十四条第二項（同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び半田市職員の給与に関する条例（以下この項において「給与条例」という。）第二十四条第四項から第六項まで（半田市職員の育児休業等に関する条例（平成四半年田市条例第六号）第十七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第二十六条第一項から第三項まで若しくは第七項又は公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年半田市条例第二十九号）第五条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和三年十二月に支給された期末手当の額に、同月一日（同日前一箇月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日）における次の各号に掲げる職員（給与条例の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。）の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- 1 再任用職員（地方公務員法（昭和三十五年法律第二百六十一号）第二十八条の四第

一 項、第二十八條の五第一項又は第二十八條の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。) 以外の職員 百二十七・五分の十五

二 再任用職員 七十二・五分の十

(委任)

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

議案第四十五号

半田市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正  
について

半田市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正  
する条例を次のように定めるものとする。

令和四年五月十八日提出

半田市長 久世孝宏

半田市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改  
正する条例

半田市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年半田  
市条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第十五条を次のように改める。

（期末手当）

第十五条 期末手当は、六月一日及び十二月一日（以下これらの日を「基準日」という。）

にそれぞれ在職し、任期の定めが六月以上の職員（一週間当たりの勤務時間が著しく少な  
い者として市長が規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）に支給する。こ  
れらの基準日前一月以内に退職し、又は死亡した任期の定めが六月以上の職員について  
も、同様とする。

2 任期の定めが六月に満たない職員が一会計年度内における任期の定め合計が六月以  
上に至った場合、又は前会計年度の末日まで職員として任用され、同日の翌日に任用さ  
れたときにおける当該会計年度の任期と前会計年度の任期の通算が六月以上に至った  
場合は、当該職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが六月以上の  
職員とみなす。

3 期末手当の額は、期末手当基礎額に、百分の百二十を乗じて得た額とする。

4 前項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日前六月以内の在職期間における報酬（第十  
一条に規定する超過勤務に係る報酬、第十二条に規定する休日勤務に係る報酬、第十三  
条に規定する夜勤に係る報酬、第十四条に規定する宿日直勤務に係る報酬及び第十六条  
に規定する特殊勤務に係る報酬を除く。）の総額を市長が別に定める月数で除して得た額  
（百円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

5 期末手当の支給日については、市長が規則で定める。

6 給与条例第二十四条の二及び第二十四条の三の規定は、期末手当の支給について準用する。この場合において、同条例第二十四条の二中「前条第一項」とあるのは「半田市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年半田市条例第二十四号）第十五条第一項」と、給与条例第二十四条の二第一号中「基準日から」とあるのは「基準日（同項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条第三項第三号において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（半田市パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第十五条第五項に規定する市長が規則で定める日をいう。以下この条及び次条第一項において同じ。）」と読み替えるものとする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第46号

半田市監査委員の選任について

半田市議会選出監査委員山本半治は、令和4年5月17日をもって辞任したので、その後任として次の者を選任したいから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求める。

令和4年5月18日提出

半田市長 久世孝宏

住 所  
氏 名  
年 齢



議案第47号

半田市公平委員会の委員の選任について

半田市公平委員会委員中野好広は、令和4年3月11日に死去したため、その後任として次の者を選任したいから、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定に基づき、議会の同意を求める。

令和4年5月18日提出

半田市長 久世孝宏

住 所 半田市在住  
氏 名 藤田純代  
年 齢 60歳代





公平委員会委員 候補者 履歴等

特記事項	現住所		氏名	履歴	年齢
	年	月			
	昭和五十九年	三	藤田純代	教員免許取得	六十歳代
	昭和五十九年	三			
	昭和六十二年	四			
	昭和五十九年	四			
	平成九年	四			
	平成十七年	四			
	平成二十年	四			
	平成二十三年	四			
	平成二十六年	四			
	平成三十一年	四			
	令和四年	三	定年により退職 現在に至る		





